

津山市立小・中学校長 殿

津山市教育委員会学校教育課長

## 陽性判明後の学級閉鎖の基準等の見直しについて

この度、本市の感染状況や教育活動と感染対策とのバランスを確保し、迅速に対応するため、学級閉鎖等の基準の見直しを行いました。関係機関と相談の上、4月13日より適用します。

### 記

#### 1. 学級閉鎖の基準について

##### (1) 見直しの背景

- ①教育活動と感染対策とのバランスの確保（学習保障）
- ②5歳以上のワクチン接種の開始
- ③保護者の負担軽減

##### (2) 見直しの内容

現行	見直し
<b>【学級閉鎖】</b> 児童生徒が登校している状況下において、学級内で陽性者が1名確認され、陽性者との児童生徒が接触していない期間が4日未満の場合、学校医及び教育委員会に相談する。その結果をふまえ、学級単位とする臨時休業（学級閉鎖）を実施する。  学級閉鎖の期間については、陽性者との児童生徒が接触していない期間が4日以上となるよう、「学級閉鎖に係る学校の対応」により決定する。	<b>【学級閉鎖】</b> 児童生徒が登校している状況下において、学級内で1割以上かつ複数名の陽性者が確認され、（*）陽性者との児童生徒が接触していない期間が4日未満の場合は、学校医及び教育委員会と相談の上、該当学級を臨時休業（学級閉鎖）とする。 （*）陽性者が判明した翌日を1日目として4日間以内の累計とする。  学級閉鎖の期間については、陽性者との児童生徒が接触していない期間が4日以上となるよう、「学級閉鎖に係る学校の対応【改訂版】」（別紙1）により決定する。
<b>【引き渡し】</b> 陽性連絡が入った時刻によっては、当該学級の児童生徒を直ちに下校させる場合がある。	<b>【引き渡し】</b> （学級閉鎖の対象となった場合） 午前中に陽性が確認された場合でも、分散給食や黙食給食等、児童生徒の感染症対策を徹底して行い、下校は給食後とする。（原則として、午前中の引き渡しは実施しない）ただし、希望する保護者には午前中の対応も可能とする。
<b>【市教委への報告】</b> 学校長は、感染又は感染の疑いの状況（概要）を速やかに第一報する。（報告様式1）（令和2年11月10日変更版）	<b>【市教委への報告】</b> 平日については、変更なし。 土日祝日等に、児童生徒が感染した場合、学級閉鎖等になる場合を除いて、第一報を休日明けに速やかに行うこととする。

※全ての教育活動中において、児童生徒・教職員のマスクの着用、活動場所（教室等）の換気、感染リスクの特に高い活動の自粛等が、徹底されていることを前提条件とする。

#### 2. 学級閉鎖の期間について【現行通り】

学級閉鎖の期間については、陽性者との児童生徒が接触していない期間が最大で4日間となるようにする。4日目に、学級の体調等を確認して学級閉鎖期間を延長するかどうかを決定する。

#### 3. 濃厚接触者として特定された教職員の対応について【新規】

教職員が濃厚接触者と特定された場合、感染者と最後に接触した日の翌日を1日目として、4・5日目に計2回の抗原検査を行い、陰性と確認されれば待機期間中であっても勤務を可能とする。

※ただし、ワクチンの3回目接種を終えていることを条件とする。

#### 4. その他

今後、感染状況に応じて基準の見直しを検討する。